

中小企業再生支援スキーム 新旧対照表

(改訂後)	(改訂前)
<p>(略)</p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 個人保証人の資産の贈与が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の3の2に該当するものであることの確認手続 検討委員会の委員は、債務者の再生計画において定められた個人保証人の資産の贈与に関し、当該個人保証人から要請があった場合には、次に掲げる要件の全てを満たしていることについて確認を行い、当該個人保証人に対して確認書（別紙様式4（9.（3）③<u>（該当の場合）</u>）又は別紙様式5（9.（3）③<u>（該当の場合）</u>）を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 「債務処理計画に基づく資産の贈与」の要件 ① ～② (略) ③ 当該債務者が、①の保証債務の一部の履行があった時点及び②の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、<u>次の掲げるイ又はロのいずれかを満たすこと。</u> <u>イ</u> 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を</p>	<p>(略)</p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 個人保証人の資産の贈与が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の3の2に該当するものであることの確認手続 検討委員会の委員は、債務者の再生計画において定められた個人保証人の資産の贈与に関し、当該個人保証人から要請があった場合には、次に掲げる要件の全てを満たしていることについて確認を行い、当該個人保証人に対して確認書（別紙様式4）を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 「債務処理計画に基づく資産の贈与」の要件 ① ～② (略) ③ 当該債務者が、①の保証債務の一部の履行があった時点及び②の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。</p>

受けたものであること。

□ 当該債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものであり、当該内国法人が平成28年3月31日以前に、以下のいずれにも該当していないこと。

(イ) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定の対象となった法人

(ロ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項に規定する支援決定の対象となった法人

(ハ) 銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の2第7項第8号に規定する合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が、債務の全部又は一部を免除する措置を実施することを内容とするものに限る）を実施している会社

(注) 租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者とは、次のいずれかに掲げる法人をいう。

(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。）の所有に属している法人

ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

④～⑥ (略)

(注) 租税特別措置法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者とは、次のいずれかに掲げる法人をいう。

(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。）の所有に属している法人

ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

(2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

④～⑥ (略)

※ なお、当該個人保証人が当該債務者に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の3の2第1項の要件を満たす資産の贈与を行った場合には、所得税法（昭和40年法律第33号）第59条第1項第1号の規定の適用については当該資産の贈与がなかったものとみなす税制措置が講じられており、この措置の適用を受ける場合には、確認書（別紙様式4又は5）を確定申告書に添付することとされている。

(削除)

※ なお、当該個人保証人が当該債務者に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の3の2第1項の要件を満たす資産の贈与を行った場合には、所得税法（昭和40年法律第33号）第59条第1項第1号の規定の適用については当該資産の贈与がなかったものとみなす税制措置が講じられており、この措置の適用を受ける場合には、確認書（別紙4様式）を確定申告書に添付することとされている。

10. 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の5の2に該当するものであることの確認手続

再生計画に係る債務者が租税特別措置法第67条の5の2の適用を受けようとする場合（対象債務者に対する債権（本手順による再生計画成立の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等の当該再生債権が、当該再生計画の定めるところにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）には、6.（1）及び7.（3）①の再生計画案の内容に次の（1）に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7.（3）①の再生計画案の内容に追加した次の（1）の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の（2）及び（3）の要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書（別紙様式5）を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

（1）再生計画案及び検討委員会の委員による調査・報告に追加する内容

・再生債権を有する二以上の金融機関等（預金保険法第2条第1項各号に掲げる金融機関（同法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行を除く。）及び法人税法施行令第24条の2第1項第4号ロからへまでに掲げる者をいう。）の当該再生債権が、特定投資事業有限責任組合契約に係る

組合財産となること

- ・ 上記再生債権が特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる時において、当該再生債権を有する金融機関等が当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額が7. (4) ③の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に照らして適正であること

(2) 「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件

- ① 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- ② 資産評価に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評価は公正な価額により行う。
- ③ 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評価が行われていること。
- ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。
- ⑤ 再生債権を有する二以上の金融機関等（預金保険法第2条第1項各号に掲げる金融機関（同法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行を除く。）及び法人税法施行令第24条の2第1項第4号ロからへまでに掲げる者をいう。）の当該再生債権が、特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となること。
- ⑥ ⑤の再生債権が⑤の特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる時において当該再生債権を有する⑤の金融機関等が当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額が③の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に照らして適正であること。

(3) 「対象債務者」の要件

<p>10. 個人事業者の事業の用に供されている減価償却資産等に係る評価損失が租税特別措置法第28条の2の2に該当するものであることの確認手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>① <u>租税特別措置法第42条の4第2項に規定する中小企業者であつて、かつ、青色申告書を提出する法人で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。</u></p> <p><u>(注) 租税特別措置法第42条の4第2項に規定する中小企業者とは、次のいずれかに掲げる青色申告書を提出する法人をいう。</u></p> <p><u>(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人</u></p> <p><u>イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。）の所有に属している法人</u></p> <p><u>ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人</u></p> <p><u>(2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人</u></p> <p>11. 個人事業者の事業の用に供されている減価償却資産等に係る評価損失が租税特別措置法第28条の2の2に該当するものであることの確認手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>再生計画に係る債務者が、租税特別措置法施行令第18条の6第1項の<u>かっこ書の適用を受ける場合において、当該債務者からの要請があった場合には、6.(1)及び7.(3)①の再生計画案の内容に次の①に掲げる内容を追加する。</u></u></p>
--	--

検討委員会の委員は、7.(3)①の再生計画案の内容に追加した次の①の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の②及び③の要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書(別紙様式7)を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

①再生計画案及び検討委員会の委員による調査・報告に追加する内容

- ・再生債権を有する二以上の金融機関等(預金保険法第2条第1項各号に掲げる金融機関(同法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行を除く。)及び法人税法施行令第24条の2第1項第4号ロからへまでに掲げる者をいう。)の当該再生債権が、特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となること
- ・上記再生債権が特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる時において、当該再生債権を有する金融機関等が当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額が7.(4)③の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に照らして適正であること。

②「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件

- イ 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- ロ 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ハ 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行うこと
- ニ ハの実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務免除等をする金額が決定されていること。
- ホ 再生債権を有する二以上の金融機関等(預金保険法第2条第1項各号に掲げる金融機関(同法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行を除く。))

(2) 再生計画に係る債務者が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」と言う。）17条第1項に規定する、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興機構（以下、産業復興機構という。）の組合財産に係る債務について債務免除等を受ける場合において、当該債務者からの要請があった場合には、6.（1）及び7.（3）①の再生計画案の内容に次の①に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7.（3）①の再生計画案の内容に追加した次の①の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の②及び③の要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書（別紙様式7）を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

①～④ （略）

1.1. 債務者が震災特例法第17条の適用を受けようとする場合の確認手続

及び法人税法施行令第24条の2第1項第4号ロからへまでに掲げる者をいう。）の当該再生債権が、特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となること。

ハ かの再生債権がかの特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる時において当該再生債権を有するかの金融機関等が当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額がかの貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に照らして適正であること。

③「確認をする者」の要件

検討委員会の委員は、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第8条の6第1項第1号の要件を満たしていること。

(3) 再生計画に係る債務者が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」と言う。）17条第1項に規定する、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興機構（以下、産業復興機構という。）の組合財産に係る債務について債務免除等を受ける場合において、当該債務者からの要請があった場合には、6.（1）及び7.（3）①の再生計画案の内容に次の①に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7.（3）①の再生計画案の内容に追加した次の①の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の②及び③の要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書（別紙様式8）を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

①～④ （略）

1.2. 債務者が震災特例法第17条の適用を受けようとする場合の確認手続

再生計画に係る債務者が、震災特例法第17条の適用を受けようとする場合には、6.(1)及び7.(3)①の再生計画案の内容に次の(1)に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7.(3)①の再生計画案の内容に追加した次の(1)の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の(2)から(4)の要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書(別紙様式8)を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

(1)～(4) (略)

(別紙) (略)

(別紙様式1)

令和 年 月 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 ●●●● 殿
(中小企業再生支援協議会会長 殿
認定支援機関の長 殿)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長 印
(中小企業再生支援全国本部)
(印)

再生計画検討委員会の設置に関する報告書

再生計画に係る債務者が、震災特例法第17条の適用を受けようとする場合には、6.(1)及び7.(3)①の再生計画案の内容に次の(1)に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7.(3)①の再生計画案の内容に追加した次の(1)の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の(2)から(4)の要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書(別紙様式9)を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

(1)～(4) (略)

(別紙) (略)

(別紙様式1)

平成 年 月 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 ●●●● 殿
(中小企業再生支援協議会会長 殿
認定支援機関の長 殿)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長 印
(中小企業再生支援全国本部)
(印)

再生計画検討委員会の設置に関する報告書

「中小企業再生支援スキーム」に基づき、(債務者名)再生計画検討委員会を設置しましたので、報告します。

1. 債務者

住所

名称

代表者氏名

2. 主要債権者

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

3. 再生計画検討委員会の委員長及び委員

委員長

住所

氏名 (※記載例：弁護士 〇〇〇〇、公認会計士 〇〇〇〇)

委員

住所

氏名

住所

氏名

4. 設置日

令和 年 月 日

(別紙様式2)

令和 年 月 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

理事長 ●● ●● 殿

(中小企業再生支援協議会会長 殿

「中小企業再生支援スキーム」に基づき、(債務者名)再生計画検討委員会を設置しましたので、報告します。

1. 債務者

住所

名称

代表者氏名

2. 主要債権者

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

3. 再生計画検討委員会の委員長及び委員

委員長

住所

氏名 (※記載例：弁護士 〇〇〇〇、公認会計士 〇〇〇〇)

委員

住所

氏名

住所

氏名

4. 設置日

平成 年 月 日

(別紙様式2)

平成 年 月 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

理事長 ●● ●● 殿

(中小企業再生支援協議会会長 殿

認定支援機関の長 殿)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長 印
(中小企業再生支援全国本部)
(印)

再生計画検討委員会の確認書交付に関する報告書

「中小企業再生支援スキーム」に基づき設置した (債務者名) 再生計画検討委員会が、(債務者名) の再生計画案について、別紙のとおり確認書を交付しましたので報告します。

(債務者宛に交付した「別紙様式3」の写しを別紙として添付する。)

(別紙様式3)

令和 年 月 日

[債務者]

住所
名称
代表者氏名 殿

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名 (※記載例：弁護士 ○○○○) 印

認定支援機関の長 殿)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長 印
(中小企業再生支援全国本部)
(印)

再生計画検討委員会の確認書交付に関する報告書

「中小企業再生支援スキーム」に基づき設置した (債務者名) 再生計画検討委員会が、(債務者名) の再生計画案について、別紙のとおり確認書を交付しましたので報告します。

(債務者宛に交付した「別紙様式3」の写しを別紙として添付する。)

(別紙様式3)

平成 年 月 日

[債務者]

住所
名称
代表者氏名 殿

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名 (※記載例：弁護士 ○○○○) 印

委員 住所 氏名 住所 氏名	印 印	委員 住所 氏名 住所 氏名	印 印
「中小企業再生支援スキーム」の適用に関する確認書		「中小企業再生支援スキーム」の適用に関する確認書	
「中小企業再生支援スキーム」に従って作成された貴社の再生計画案について、以下の確認を行いました。		「中小企業再生支援スキーム」に従って作成された貴社の再生計画案について、以下の確認を行いました。	
1. 債務者 住所 名称		1. 債務者 住所 名称	
2. 主要債権者 (※記載例：〇〇銀行〇〇支店)		2. 主要債権者 (※記載例：〇〇銀行〇〇支店)	
3. 確認事項 調査の結果、再生計画案に関して調査報告書のとおり特段の問題は認められませんでした。また、次の事項について確認を行いました。		3. 確認事項 調査の結果、再生計画案に関して調査報告書のとおり特段の問題は認められませんでした。また、次の事項について確認を行いました。	
① 「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。		① 「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。	
② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。		② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。	
③ 「中小企業再生支援スキーム」の別紙「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。		③ 「中小企業再生支援スキーム」の別紙「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。	
④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免		④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免	

除等をする金額が決定されていること。

(別紙様式4) (9.(3)③該当の場合)

令和 年 月 日

租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書

(住所)

(保証人名)

(債務者名)再生計画検討委員会

委員長

住所

氏名(※記載例: 弁護士〇〇〇〇) 印

委員

住所

氏名 印

住所

氏名 印

下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2を適用のため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

債務者: (住所) (債務者名)

贈与財産: (資産の種類) (所在地等) (数量)

除等をする金額が決定されていること。

(別紙様式4)

平成 年 月 日

租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書

(住所)

(保証人名)

(債務者名)再生計画検討委員会

委員長

住所

氏名(※記載例: 弁護士〇〇〇〇) 印

委員

住所

氏名 印

住所

氏名 印

下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2を適用のため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

債務者: (住所) (債務者名)

贈与財産: (資産の種類) (所在地等) (数量)

確認事項：

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評価が行われていること。
- (3) 資産評価に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評価は公正な価額により行う。
- (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、二以上の金融機関等（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。）又は政府関係金融機関等（同項第5号に規定する者に限る。）が債務免除等をする事が定められていること。
- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び(6)の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれていること。
- (8) 当該債務者が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。

確認事項：

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評価が行われていること。
- (3) 資産評価に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評価は公正な価額により行う。
- (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、二以上の金融機関等（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。）又は政府関係金融機関等（同項第5号に規定する者に限る。）が債務免除等をする事が定められていること。
- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び(6)の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれていること。
- (8) 当該債務者が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。

(9) 貴殿が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務を執行する社員であること。

(10) 当該債務者が、(7) の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。

(11) (7) の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、かつ、当該資産に設定された貸借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。

(別紙様式5) (9. (3) ③「該当の場合)」

令和 年 月 日

租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書

(住所)

(保証人名)

(債務者名)再生計画検討委員会

委員長

住所

氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇) 印

委員

住所

氏名 印

住所

氏名 印

(9) 貴殿が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務を執行する社員であること。

(10) 当該債務者が、(7) の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。

(11) (7) の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、かつ、当該資産に設定された貸借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。

(別紙様式5)

平成 年 月 日

[債務者]

住所

名称

代表者氏名 殿

(債務者名)再生計画検討委員会

委員長

住所

氏名 印

委員

住所

氏名 印

住所

氏名 印

下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2を適用のため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

債務者：(住所) (債務者名)

贈与財産：(資産の種類) (所在地等) (数量)

確認事項：

(1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。

(2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。

(3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。

(4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。

(5) 当該再生計画に、二以上の金融機関等（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。）又は政府関係金融機関等（同項第5号に規定する者に限る。）が債務免除等をする事が定められていること。

(6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。

(7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び(6)の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれていること。

租税特別措置法第67条の5の2の適用に関する確認書

下記の債務者の再生計画において再生債権が特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となることについて、租税特別措置法第67条の5の2を適用のため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

1. 債務者

住所

名称

2. 債権者

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

3. 確認事項

① 「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。

② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。

③ 「中小企業再生支援スキーム」の別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。

④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。

⑤ 再生債権（再生計画成立の発生前の原因に基づいて生じた債権であるもの）を有する二以上の金融機関等（預金保険法第2条第1項各号に掲げる金融機関（同法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行を除く。）及び法人税法施行令第24条の2第1項第4号ロからへまでに掲げる者をいう。）の当該再生債権が、租税特別措置法第67条の5の2第1項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となること。

⑥ ⑤の再生債権が⑤の特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産とな

(8) 当該債務者が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び (7) の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、当該債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものであり、当該内国法人が平成28年3月31日以前に、以下のいずれにも該当していないこと。

(イ) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定の対象となった法人

(ロ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項に規定する支援決定の対象となった法人

(ハ) 銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の2第7項第8号に規定する合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が、債務の全部又は一部を免除する措置を実施することを内容とするものに限る）を実施している会社

(9) 貴殿が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び (7) の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務を執行する社員であること。

(10) 当該債務者が、(7) の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。

(11) (7) の資産は、貴殿の有する資産（有価証券を除く。）であり、かつ、当該資産に設定された貸借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。

(別紙様式6)

令和 年 月 日

租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書
(二以上の金融機関等から債務免除等を受ける場合)

る時において当該再生債権を有する⑤の金融機関等が当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額が③の貸借対照表における試算及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に照らして適正であること。

⑦ 当該債務者が、当該再生計画成立時点において、租税特別措置法第42条の4第2項に規定する中小企業者で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。

(別紙様式6)

平成 年 月 日

租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書
(二以上の金融機関等から債務免除等を受ける場合)

(住所)
(債務者名)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇) 印
委員
住所
氏名 印
住所
氏名 印

貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

債権者：
(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

- 確認事項：
- (1) 当該再生計画が、本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定されていること。
 - (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
 - (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う（資産評定の詳細については別添のとおり）。
 - (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当

(住所)
(債務者名)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇) 印
委員
住所
氏名 印
住所
氏名 印

貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

債権者：
(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

- 確認事項：
- (1) 当該再生計画が、本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定されていること。
 - (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
 - (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う（資産評定の詳細については別添のとおり）。
 - (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当

該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対し債務免除等をする金額が定められていること。

- (5) 二以上の金融機関等（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。）又は政府関係金融機関等（同項第5号に規定する者に限る。）が債務免除等をする事。

(削除)

該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対し債務免除等をする金額が定められていること。

- (5) 二以上の金融機関等（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。）又は政府関係金融機関等（同項第5号に規定する者に限る。）が債務免除等をする事。

(別紙様式7)

平成 年 月 日

租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書
(租税特別措置法施行令第18条の6第1項かっこ書の適用を受ける場合)

(住所)

(債務者名)

(債務者名)再生計画検討委員会

委員長

住所

氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇) 印

委員

住所

氏名 印

住所

氏名 印

貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

<p>(別紙様式7)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書</p>	<p><u>債権者：</u> <u>(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)</u></p> <p><u>確認事項：</u></p> <p><u>(1) 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。</u></p> <p><u>(2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。</u></p> <p><u>(3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う（資産評定の詳細については別添のとおり）。</u></p> <p><u>(4) (2)の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対し債務免除等をする金額が決定されていること。</u></p> <p><u>(5) 再生債権を有する二以上の金融機関等（預金保険法第2条第1項各号に掲げる金融機関（同法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行を除く。）及び法人税法施行令第24条の2第1項第4号ロからへまでに掲げる者をいう。）の当該再生債権が、特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となること。</u></p> <p><u>(6) (5)の再生債権が(5)の特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる時において当該再生債権を有する(5)の金融機関等が当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額が(3)の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に照らして適正であること。</u></p> <p>(別紙様式8)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書</p>
--	--

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により再生債権が産業復興機構の組合財産となり債務免除等を受ける場合)

(住所)
(債務者名)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇) 印
委員
住所
氏名 印
住所
氏名 印

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により再生債権が産業復興機構の組合財産となり債務免除等を受ける場合)

(住所)
(債務者名)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇) 印
委員
住所
氏名 印
住所
氏名 印

貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条の2第1項第1号の要件を満たす者です。

債権者：
(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

確認事項：
(1) 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
(2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。

貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条の2第1項第1号の要件を満たす者です。

債権者：
(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

確認事項：
(1) 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
(2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。

(3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う（資産評定の詳細については別添のとおり）。

(4) (2) の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。

(5) 再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等（法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。）が債務免除等をする事。

(6) 当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である事業者であること。

(別添)

(単位：円)

資産科目	簿価	評価額	評価損
建物	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
建物附属設備			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

(別紙様式8)

令和 年 月 日

[債務者]

住所

(3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う（資産評定の詳細については別添のとおり）。

(4) (2) の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。

(5) 再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等（法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。）が債務免除等をする事。

(6) 当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である事業者であること。

(別添)

(単位：円)

資産科目	簿価	評価額	評価損
建物	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
建物附属設備			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

(別紙様式9)

平成 年 月 日

[債務者]

住所

<p>名称 代表者氏名 殿</p> <p style="text-align: center;">(債務者名) 再生計画検討委員会</p> <p style="text-align: center;">委員長 住所 氏名 印 委員 住所 氏名 印 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律第17条に適用に関する確認書</p> <p>下記の債務者の再生計画において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の適用のため、以下の点につき確認を行いました。</p> <p>なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条の2第1項第2号の要件を満たす者です。</p> <p>1. 債務者 住所 名称</p> <p>2. 債権者 (※記載例：〇〇銀行〇〇支店)</p> <p>3. 確認事項</p>	<p>名称 代表者氏名 殿</p> <p style="text-align: center;">(債務者名) 再生計画検討委員会</p> <p style="text-align: center;">委員長 住所 氏名 印 委員 住所 氏名 印 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律第17条に適用に関する確認書</p> <p>下記の債務者の再生計画において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の適用のため、以下の点につき確認を行いました。</p> <p>なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条の2第1項第2号の要件を満たす者です。</p> <p>1. 債務者 住所 名称</p> <p>2. 債権者 (※記載例：〇〇銀行〇〇支店)</p> <p>3. 確認事項</p>
---	---

- ①本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- ② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- ③ 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。
- ⑤被災法人に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等（法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。）が債務免除等を行うこと。
- ⑥当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている法人であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人であること。

- ①本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- ② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- ③ 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。
- ⑤被災法人に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等（法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。）が債務免除等を行うこと。
- ⑥当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている法人であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人であること。